



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版

おかげさまで開設15周年を迎えました！



(2010/7/30 八丁堀シャンテにて)

今年7月11日、おかげさまで山下江法律事務所は、開設15周年を迎えました。これを記念して

当事務所では、去る7月30日、開設15周年記念パーティーを開催いたしました。

写真は、所長の山下江による挨拶に引き続き、所員一同結束を新たに乾杯の様子です。

山下江法律事務所は、これからも「親切な相談」と「適切な解決」をモットーに皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、引き続き倍旧のご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

なお、パーティーの様子は、本ニュースレター3ページの「事務局コラム」および山下江のブログ「なやみよまるく」の「開設15周年パーティー」でも紹介しています。

弁護士 ON・OFF

第2回

副所長弁護士 田中伸



今年の夏も暑い…。

この原稿を書いているのは8月初旬であるが、広島市では夜間の最低気温が28度を超える日があるなど、暑いのが苦手な私にとって、最近の夏の気温上昇には

耐え難いものがある。

直ぐに頭に浮かんでくるのは「地球温暖化」というキーワードである。「CO₂(二酸化炭素)」という言葉もセットで浮かんでくる。

ただ、最近私が読んだ本(広瀬隆著「二酸化炭素温暖化説の崩壊」(集英社新書))によると、地球の気温上昇は1800年ころから始まった自然現象であり、CO₂を含む温室効果ガスの影響は

ほとんどない、むしろヒートアイランドの影響が甚大であるとのことである。

この見解の正否について、私には何も言う資格はないが、この見解を踏まえて「CO₂温暖化説」を自分なりに検討してみたいと思っている。少し話は飛躍するが、このように物事を多面的に考察することは、弁護士に限らず、いろんな業種でも必要なことであろう。

この本の著者は「クーラーは都市の暖房装置である。冷房をかけるとは、室内から外へ熱気を排出して都市を加熱することである。みながエアコンを切れば、はるかに気温が低くなる」と言う。実践してみたいところであるが、自分だけでは効果が出ないうえに、暑い思いをするだけだろう。温暖化・ヒートアイランド対策もなかなか難しい…。



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第2回

前回は、契約書がなくても当事者間の合意があれば契約は成立するが、争いになったときには契約書(文書)は重要な証拠となることを述べました。

今回は、文書作成のポイントと文書の種類を説明します。

文書作成のポイント(重要な4W)

4W, すなわち, ①WHO(誰が), ②WHOM(誰宛に), ③WHEN(いつ), ④WHAT(どのような内容を)が重要なポイントであり必須です。

①②については、当事者を特定するために、住所・氏名・押印が原則です。当事者が会社の場合は、会社名・代表者の肩書き・代表者名・代表者印(法務局に届けたもの=実印)となります。押印は実印が望ましいのですが、認印でも契約の成否に関係ありません。

③は作成年月日です。作成時が争いになりそうなときは、公証役場で確定日付をとっておくべきです。(争いになった後に、遡った日付で文書を作ったのではないか、という反論を封じ込めることができます)

④は文書の内容によって異なりますが、例えば、X社がY社にA商品を製作してもらい買うことにした内容(売買契約書ないし請負契約書)であれば、A商品の特定、交付時期・交付方法・交付場所、代金額、その支払時期・支払方法・支払場所を。その他にも、危険負担(交付前にA商品が滅失した場合の処理)、A商品が約束と違った場合の処理(検収の仕方など)、遅延利息、管轄裁判所を記載します。また、継続的契約なら、即時解除条項(差押等を受けたときなど)、期限の利益喪失約款(分割支払のとき)を記載します。

文書の種類

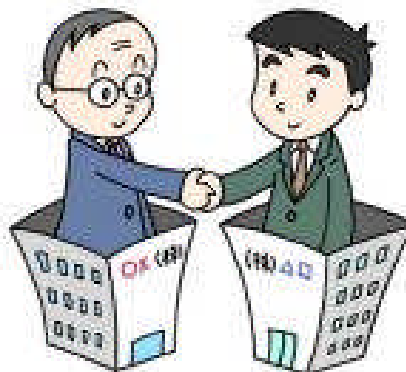
「注文書」・「注文請書」

日常の取引では、契約書を作成しないこともあり、その代わりに、これらで契約書の代わりとすることがあります。注文請書は、注文書の写しの末尾に「上記注文を承諾しました」の文言を付加すれば足ります。

上記事例の例で、Y社が注文請書を出さない場合には、注文書の写しに相手方の署名だけでももらっておくべきです。注文書の存在だけでは相手方がそれを了解したことを立証することが困難な場合もあるからです。

「請求書」・「催告書」・「内容証明郵便」

請求書には原則「いつまでに」(支払期限)を記載すべきです。相手方が支払わなかった(履行しなかった)場合には、その履行を催促する催告書を送付します。それでも支払(履行)がなかったときには、配達証明付内容証明郵便を送付すべきでしょう。相手方の態度如何では、請求書からいきなり内容証明郵便ということもあります。



内容証明郵便について

様式が決まっております。A4版横書きのときは、1行26字以内、20行以内です。句読点やハ



イフンはすべて1字に数えます。2枚以上になるときは、契印を押し、同じものを3通作成し、封筒を1通持参して、郵便局で手続きをしてください。

用紙は文具店に売っており自分でもできますが、弁護士に依頼することも出来ます。弁護士名が入る場合と入らない場合で弁護士手数料が異なるのが普通です。弁護士名が入った場合は、もし相手方が履行しなかった場合は弁護士を代

理人として法的手続きが取られることが多いことから、相手方は内容証明郵便を読んで履行することも結構あります。

「報告書」

業務に関する報告書は、後日争いになったときに、重要な証拠となる場合があります。

その他「委任状」「領収書」などの文書があります。

事務局コラム 第2回 「15周年」

M. S

先日、事務所開設15周年記念パーティーならびに歓送迎会が盛大に開催されました。所長挨拶に始まり、新メンバーの紹介では、普段の仕事では見ることのできないそれぞれの一面を垣間見ることができました。

続いて、マリンバとピアノによる全身を使い力強く時に繊細に奏でられる音色に浸りながら、楽しく歓談が進んでいきました。

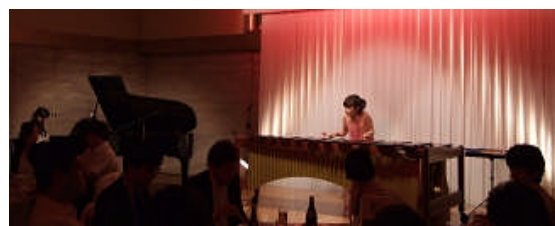
和やかな雰囲気の中、ビンゴゲームに移り、盛り沢山の景品を求めて、大きな笑いとお歓声が響き渡りました。さらに、有志によるパフェのダンスの余興もありパーティーは最高潮に。

そして、送別された方々の挨拶では、数々の思い出がよぎり、心温まるものとなりました。

一步一步の積み重ねの中こそ、大いなる前進、今日の飛躍的な成長があると実感し、また仕事に対する意欲を深め、結束を再確認し、さらなる躍進に向けて、意識を高める機会となりました。



パーティーの様子



マリンバとピアノの合奏



お土産の文明堂の長崎カステラ



法律事情なう

◆セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、現在、平成23年より年3回、1、5、9月の第4火曜日18時30分～2時間の**企業法務セミナー**を企画しています。

顧問先会社様からのご参加は、何名でも無料、その他一般の方のご参加は、1回につきお一人様5,000円、会場は八丁堀シャンテを予定しています。各回の開催日とテーマは以下のとおりです。皆様のご参加をお待ちしております。

- ・第1回:1月25日 講師 弁護士 山下江
「残業代請求への対応について」
- ・第2回:5月24日 講師 弁護士 山下江
「取締役の経営責任と企業の社会的責任(CSR)」
- ・第3回:9月27日 講師 弁護士 山下江
「中小企業と独占禁止法」

◆NPO法人広島経済活性化推進倶楽部 交流会のご案内

当事務所所長の山下江が理事長を務め、当事務所が事務局となっているNPO法人広島経済活性化推進倶楽部(略称KKC)の交流会が10月16日に以下のとおり開催されます。広島で県内外の起業家の事業に対する熱意を感じられる数少ない機会です。この機会に是非、ご体感下さい。

第13回起業家・投資家・専門家「お見合い」交流会

日時:平成22年10月16日(土)14:00～
場所:ひろしまハイビル21(中区銀山町)
第1部:インテリクチャルベンチャーズによる講演
第2部:起業家によるプレゼンテーション
会費:会員・学生無料、一般2,000円
懇親会(会員・学生1,000円、一般3,000円)
詳細は同封のチラシをご参照ください。

◆実務で役立つ「企業法務」基礎講座開講

当事務所所長の山下江が、10月21日に広島商工会議所の研修事業で講師を務めます。「実務で役立つ『企業法務』基礎講座」と題して、契約の基本原則、損害賠償請求、手形・小切手の基礎知識、債権回収の手法などについて丁寧に解説いたします。本講座は、平成19年の開講以来、大変好評で、毎年約100人の参加者がいらっしゃいます。本ニュースレターの連載内容はその各パートに当たります。企業法務の実務全体を半日で学べる本講座の受講をお勧めします。

実務で役立つ「企業法務」基礎講座

日時:平成22年10月21日(木)13:30～17:00
場所:広島商工会議所(中区基町)306会議室
参加料:会員5,000円、一般10,000円
詳細は同封のチラシをご参照ください。

**山下江法律事務所**

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間:平日 9時～18時

TEL:0570-008450 / FAX:0570-008455

電話受付:平日 9時～21時、土曜10時～17時

相談時間:月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL: info@law-yamashita.com メール受付:年中無休24時間対応